

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（物品出納員）</p> <p>第5条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）は、知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、<u>総務部行財政改革局自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び<u>農林水産部農林総合研究所</u>を除く。以下同じ。）、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを除く。以下同じ。）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（物品出納員）</p> <p>第5条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）は、知事部局の本庁各課（課に相当するものを含み、<u>総務部自治研修所</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び<u>農林水産部和牛全共室</u>を除く。以下同じ。）、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを除く。以下同じ。）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。</p> <p>2～4 略</p>
<p>（物品保管主任）</p> <p>第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第2号に規定する機関、<u>総務部行財政改革局自治研修所</u>、</p>	<p>（物品保管主任）</p> <p>第5条の2 知事は、使用中の物品の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、出納局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第2号に規定する機関、<u>総務部自治研修所</u>、生活環境部衛</p>

<p>生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンター（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>（資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等）</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、物品引継書により知事又は出納機関（鳥取県会計規則附則第2項から第10項までの規定により出納機関とみなされる総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを含む。以下同じ。）の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンター（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>（資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等）</p> <p>第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、物品引継書により知事又は出納機関（鳥取県会計規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされる総務部自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部和牛全共室並びに鳥取県東部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県スポーツセンターを含む。以下同じ。）の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2 及び 3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。